

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
8 月 29 日
(金曜日)

目次

○告示	三
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正（給与厚生課）	一
自然公園法第九条第二項の規定に基づく公園事業の決定（自然保護課）	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）	二
保安林の指定（美祢市）（森林整備課）	二
漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意（水産振興課）	二
道路の区域の変更（道路整備課）	二
道路の位置の指定（建築指導課）	三
○公告	三
土地改良事業の工事の完了（農村整備課）	三
山陽小野田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）	三
○公安委規則	三
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則	三

山口県告示第二百七十八号



県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示（平成八年山口県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二

第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、令和七年八月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和七年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

表常時介護を要する状態の項中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五百円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

山口県告示第二百七十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第九条第二項の規定により、秋吉台国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県美祢農林水産事務所及び美祢市観光商工部観光政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

公園名	事業名	位置	規模
秋吉台国定公園	北秋吉台博物館展示施設再整備事業	美祢市美東町赤（大正洞）	休憩所 二〇・四平方メートル

山口県告示第二百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

医療機関	所在地	廃止年月日
名	医	
称	療	
所	機	
在	関	
地		

岩国市立美和病院

千治松呼吸器循環器内科

みさき薬局

昇陽堂薬局

岩国市美和町波前一七七六

周南市慶万町一番一九号

宇部市岬町一丁目七番六号

山口市平井七二九

令和七、

七、一

六、三〇

〃

〃

〃

〃

山口県告示第二百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

医 生 名	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たていし内科在宅診療所	宇部市南小串二丁目八番三一〇	令和七、	八、一
おおうち耳鼻咽喉科	山口市大内千坊四丁目一四番一四号	〃	七、二五
岩国市立美和病院	岩国市美和町波前一三八三の一	〃	〃 一
新生会訪問歯科クリニック	山陽小野田市大字小野田四二二六の二	〃	八、〃
みさき薬局	宇部市岬町一丁目七番六号	〃	七、〃
いぶき薬局	山口市宮野下九三四の一〇	〃	八、〃

指定訪問看護事業者等 名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等 名 称	所在地	指定年月日
合同会社 meguri ai	防府市警固町一丁目四番一七号	meguri ai 訪問看護ステーション	防府市警固町一丁目四番一七号	令和七、六、一
合同会社 すえながく	長門市東深川一八八八の一八	訪問看護センタールはる桜	長門市東深川一三七〇の四	〃 八、〃

山口県告示第二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和七年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 保安林の所在場所
美祢市西厚保町原字平田一〇二二三の一
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
美祢市西厚保町原字平田一〇二二三の一（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百八十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

令和七年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

豊北町加入区

山口県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

いて一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路 線 名 山陽豊田線
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市豊田町大字殿敷字小畑四七四の 一、地先から 同市豊田町大字萩原字日ノ向九一の 一、地先まで	新	最狭 最広	一・八 四・八	五七三・二	道路改良工事の 完了による。
	旧	最狭 最広	一・八 四・八	五七三・二	

山口県告示第二百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

地 名 及 び 番 地	幅員 (メートル)	延 (メートル)長	指定年月日
熊毛郡平生町大字平生町字西浜五九一の一〇四	六・〇	二八・九	令和七、三二



(二五五) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和七年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事業の名称 県営豊田中地区農村地域防災減災事業
- 二 工事完了の時期 令和六年四月二十六日

(二五六) 山陽小野田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和七年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
- 山陽小野田都市計画道路三・四・二十四中央通線
 - 山陽小野田都市計画道路三・四・二十五坪山川線
 - 山陽小野田都市計画道路三・四・二十九大知田野中線
 - 山陽小野田都市計画道路三・四・三十大沖田下野田線
 - 山陽小野田都市計画道路三・四・三十一上河原印行線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所 山口県土木建築部都市計画課



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第七号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項生活安全企画課に関する部分中第十八号を第十九号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行に関すること。（生活安全捜査課の主管に属するものを除く。）

第四条第二項生活安全捜査課に関する部分中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 特定金属に係る法令違反の取締りに関すること。

附 則

この規則は、令和七年九月一日から施行する。

令和七年八月二十九日印刷
令和七年八月二十九日発行

発行人所

山口県知事